

この様式は、申請書作成前の下書き及び確認用として作成した、各項目の記入例を記載したものです。目的に併せて御使用ください。なお、直接本様式で申請される場合は、この説明文を削除しご使用ください。

様式第1（第6条関係）

基準器検査申請書

東京都計量検定所長 殿

年 月 日

下記の計量器につき、基準器検査を受けたいので、申請します。

1 受けようとする基準器検査の種類及び基準器検査を受ける計量器の型式又は能力

基準器の種類	形状・材質（該当するものすべてを○で囲む）	表示質量の範囲	器物番号
級基準分銅	円筒形・角とう形（枕型）・角とう形（大型）・線状・板状	～	複数番号記入不可
	ステンレス鋼・真ちゅう（メッキ）・ニッケル・洋銀・アルミニウム・アルミ合金・鉄（エナメル系塗装）		

2 基準器検査を受ける計量器の数量

個

3 1個あたりの手数料及び手数料の合計

表示質量	基準器検査手数料			数量	手数料小計：円	手数料合計：円
	一級(F ₂)	二級(M ₁)	三級(M ₂)			
～	200g以下 3200円	5kg以下 640円	5kg以下 480円			
～	200g超え 7900円	50kg以下 780円	50kg以下 650円			
～		50kg超え 8800円	50kg超え 7100円			

表示質量	JCSS申請を併せて行う場合の基準器検査手数料			数量	手数料小計：円	手数料合計：円
	一級(F ₂)	二級(M ₁)	三級(M ₂)			
～	200g以下 1250円	50kg以下 330円	50kg以下 290円			
～	200g超え 2950円	50kg超え 2350円	50kg超え 1750円			

4 基準器を用いる計量器の検査（該当の項目を選択してください。）

- 定期検査（特定市、指定定期検査機関）
- 法第43条の届出製造事業者の検査
- 法第47条の届出製造事業者又は届出修理事業者の検査
- 計量証明検査
- 法第19条第2項の法第128条第1号の規定による計量士が行う検査（適管事業所の定期検査）
- 法第25条第1項の検則第58条の規定による計量士が行う検査（定期検査に代わる計量士による検査）
- 法第116条第2項の法第128条第1号の規定による計量士が行う検査（計量証明検査）
- 法第120条第1項の検則第62条第1号の規定による計量士が行う検査（計量証明検査に代わる計量士による検査）
- その他（ ）

5 基準器検査を受けようとする場所

東京都計量検定所（東京都江東区新砂三丁目3番41号）

6 基準器検査規則第2条第1項に定める申請者

住所（居所）

氏名（名称）

7 代理人

住所（居所）

氏名（名称）

8 その他

備考

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 基準器を用いる計量器の検査の項には、第2条第1項に定める計量器の検査を記載すること。
- 代理人の項には、代理人により基準器検査を受けるときのみ記載すること。
- その他の項には、基準ガスメーターの基準器検査については希望する検査流量を、基準器検査成績書に器差を記載する箇所について希望があるときは、その希望する箇所を記載すること。